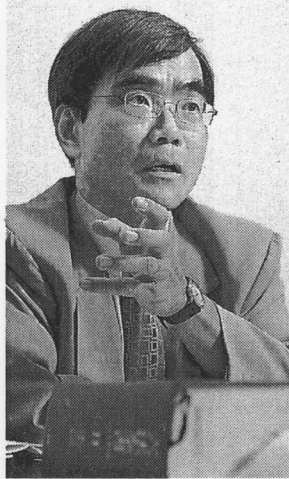


# あすに備える

弁護士

## 永井 幸寿さん

ながい・こうじゅ 日弁連災害復興支援に関する全国協議会ワーキンググループ座長。阪神・淡路まちづくり支援機構の事務局長を務めた。51歳。



紛争にまで至らないのです」

— 弁護士会が中心になって、96年9月に「阪神・淡路まちづくり支援機構」をつくりました。設立の経緯と、その目的は？

「神戸では震災の2カ月後に都市計画決定がなされ、住民と市が激しく対立しました。当時の法律では最大2カ月しか建築制限がでなかつた。放っておけば無秩序

ですが、専門的な知識も経験も乏しいので、それを専門家が連携しながら支えるのが支援機構です。住民側に立ちながら、行政の下請けにはならず、敵対関係でなくてパートナーの立場です。不動産にかかわることなので登記や測量、不動産の評価、設計、税務と必要な専門知識は多岐にわたり、弁護士だけでは対応できない。司法書士や土地家屋調査士、不動産鑑定士、建築士、税理士の6職種が参画して設立したのです」

— 法律家として災害時に心掛けたことは？

「弁護士が関与したことによって、かえって紛争が顕在化したり、訴訟をけしかけたりするようになることは絶対にはいけません。マンション再建では補修派と建て替え派に意見が分かれることも多く、そうしたケースでは調整者としての役割が期待されます。震災後、全国弁護士会災害復興支援規定ができたのですが、災害発生時は被災地の弁護士会を支援することで、被災者の人権を守ることを徹底する。『被災地責任』という言葉があるが、被災して学んだことを共有財産として次の災害に備えてもらいたいと思います」

## 復興へ紛争避ける調整役

ことができる。話し合える土俵ができるのです」

— 法律相談は1年間で10万件にのぼったのですが、震災後被災地で訴訟の件数は減っています。

「神戸地裁が新たに訴訟を受理した件数は、震災のあった95年から3年間は、震災前年の94年の受理件数より減少しました。その理由は、被災者が法律相談によつて法的な見通しをもつことができる

ようになり、被災者同士の話し合いで紛争を解決したからだと考えられます。これは被災者のアンケ

ートからも裏付けられました」

「被災直後は同じ怖い体験をくぐり抜けてきたという一種の連帯感が生まれ、命が助かっただけでありがたいという価値観の転換も生じている。被災者同士が譲り合

な都市が再びできてしまうと、神戸市はその期限内に都市計画決定をした。決定を出したら都市計画

法に基づいて縦覧しなくてはならないが、住民は避難中で交通網もまだ回復しておらず、多くがその

情報を知らなかつた。震災でダメージを受けて、さらに神戸市に土地をとられたという意識になってしましました」

— 支援機構は静岡や仙台、東京、神奈川などにも出来ました。今後の課題は？

「神戸では住民と市が対立しましたが、あの時に支援機構が存在していたら、まちづくりの方向性が変わっていた可能性がある。それならば、平常時からつくっておこうという発想で、各地に支援機構が出来たのです。いま進めているのは、弁護士向けの法律相談ハ

ンドブックを改訂して、市民向け

の新書刊のQ&Aをつくる活動です。それと、復興基本法をつくらうと考え、わたしが座長を務める日弁連のワーキンググループに部会を立ち上げました。いずれは具体的な立法の提案をしようと考えています」

## 被災地の法律家

被災直後の法律相談の重要な役割は何ですか。  
— 被災直後の法律相談の重要な役割は何ですか。相談にはカウンセリグ的な面もあります。そして、3番目が紛争を未然に防ぐ機能です。法律相談に来ると、『法律ではこうなりま

すよ』と見通しをちゃんと教えてくれる。安心できるし、立場が対

立する人たちも共通の情報を持つ

被災者の精神的な支援です。法律